

宮崎市移動通信用鉄塔景観ガイドライン

このガイドラインは、携帯電話や無線通信用の鉄塔の設置に関して、宮崎市景観計画に定める「景観形成のための行為の制限に関する事項」及び「景観形成に関する方針」への適合のため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものであり、事業者が、このガイドラインに沿って設置計画を進め、良好な景観の形成を促進するために定めるものです。

なお、このガイドラインは、移動通信用の鉄塔以外に、電気供給、電気通信その他それらに類する鉄塔（以下「鉄塔」）に対しても適用することとします。

1 景観形成の基準 （適合しない場合は、景観法に基づき、勧告や変更命令の対象になる場合があります）

1. 高さ・形態・規模

1) 以下の区域においては、航空法第51条の2に規定する「昼間障害標識（赤白の塗色）」の設置の必要がない高さ又は形態（高光度航空障害灯・中光度白色航空障害灯の設置など）とすること。

- ①景観計画で「道路景観軸」に位置づけられている道路で路端から300m以内の区域
- ②重点景観形成地区
- ③景観形成推進地区

※ 都市計画の商業地域に設置するもの（大淀川地区重点景観形成地区、四季通り地区景観形成地区を除く）、その他周辺状況等により市長が特別に認めたものについてはこの限りではない。

2. 色彩

1) 背景との調和に留意し、鉄塔の基調色（主に用いられる色彩）は、下記基準を遵守すること。

色相	R(赤)・YR(黄赤)	Y(黄)	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度6以下	彩度5以下

※ 色彩の表示は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。

※ 背景が緑地等の自然地となる場合は、上記基準に次の基準を追加する。明度は2以上7以下。

※ 周辺状況等により市長が特別に認めたものについては、はこの限りではない。

2 景観形成の配慮事項

1. 設置場所

- 1) 出来る限り公共空間から見えにくい位置に設置すること。
- 2) 本市を取り巻く山並みの稜線や緑豊かな里山景観を、出来る限り阻害しないように配慮すること。
- 3) 景観計画において、景観の骨格となる「軸的景観」や「拠点景観」として位置づけられている場所や施設の周辺は、出来る限り避けること。
- 4) 本市を代表する観光地、歴史・文化的な景観資産の周辺は、出来る限り避けること。
- 5) 住宅地やまとまりのある農地においては、周辺から目立つ場所は出来る限り避けること。

2. 高さ・形態・規模

- 1) 必要最小限の高さとすること。
- 2) 航空法第51条の2に規定する「昼間障害標識（赤白の塗色）」の設置が必要ない高さ又は形態（高光度航空障害灯・中光度白色航空障害灯の設置など）とするよう配慮すること。
- 3) 住宅地、観光地、歴史・文化的な景観資産の周辺等に設置する場合は、広範囲のエリアをカバーするような大規模な鉄塔は出来る限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、景観への影響がより小さくなる手段を検討すること。
- 4) 建物屋上に設置する場合は、建物の形状を極力損なわないように配慮し、必要最小限の本数とすること。

3. 形状

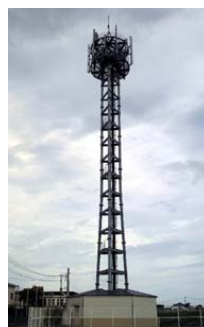
- 1) すっきりと見える鋼管柱型を標準とする。ただし、周辺の景観の状況等に応じて、他の形状も検討すること。



鋼管柱型



アングルトラス型



三角パイプラーメン型

4. 色彩

- 1) **1**で記載している基準値の範囲内でも、通常は、背景となる空に溶け込むように熔融亜鉛メッキ色（N7以上）を標準とする。ただし、背景が緑地等の自然地の場合は低明度の茶系（10YR2.0/1.0程度）又は低明度の灰色（N4.5程度）、市街地や臨海地では明度8以上で彩度1.5以下の色彩を推奨する。

類型	推奨色
通常	熔融亜鉛メッキ色（N7以上）
市街地・臨海地	明度8以上、彩度1.5以下
背景が緑地等の自然地	低明度茶系（10YR2.0/1.0程度） 低明度灰色（N4.5程度）



背景緑地との調和に配慮し、茶系で塗装された事例



臨海部において、空に溶け込むような高明度の色彩で塗装された事例

5. 共同化

- 1) 同じ地点からいくつもの鉄塔が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。やむを得ず新設する場合は、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮すること。

6. 外構

1) 緑化

- ① 生垣の設置等、積極的に足元の緑化を行うこと。
- ② ①に加え、景観計画で「道路景観軸」に位置づけられている道路沿いや観光地周辺では、中高木による修景も併せて行い、緑豊かな景観の創出に努めること。
- ③ 生垣は、可能な限り、フェンスの外側に設置するよう配慮すること。
- ④ 緑化にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定に努め、適正な維持管理を行うこと。

2) 設備機器類

- ① 設備機器類はシンプルな形状、配置とし、周辺景観と調和した色彩とすること。

3) フェンス

- ① 景観に配慮したメッシュフェンスとし、色彩は低明度の茶系（10YR2.0/1.0程度）を推奨する。



生垣、草花等で緑化し、鉄塔の基礎部分や設置機器を遮蔽した事例



茶系のフェンスの外側に生垣で緑化された事例

2 事前相談

- 1) 設置場所等についての変更等が可能となる候補地選定段階で市に事前相談を行うこと。
- 2) 候補地選定に至る過程においては、景観シミュレーションを行うこと。

■ 参考

「軸的景観」や「拠点景観」に位置づけられている場所及び施設

景観の骨格		捉え方	主な対象
軸的景観	臨海景観軸	本市の南北方向の軸線の印象が強い景観の基盤となる海岸線とその背後地一帯	海岸線
	道路景観軸	市内中心部と佐土原、高岡、田野などの各地区を結ぶ幹線道路とその沿道	国道 10 号・国道 220 号・国道 269 号・高千穂通り・宮崎駅東通線
	河川景観軸	市内唯一の一級河川であり山から田園、市街地を貫流する大淀川とその河畔	大淀川沿岸
拠点景観	ランドマーク・眺望点周辺	本市を代表する景観の目標物、及び多くの人々が利用する主要な眺望点とその周辺	平和台公園・天神山公園・宮崎神宮・青島・天ヶ城公園・久峰総合公園・宝塔山公園・双石山・鱈塚山・堀切峠・いるか岬・城山公園・里山の楽校
	交通拠点周辺	本市の玄関口となる主要な駅・空港・港湾とその周辺	宮崎駅・南宮崎駅・佐土原駅・田野駅・宮崎空港・宮崎港・清武駅



道路景観軸（国道 220 号）



ランドマーク（青島）



交通拠点（宮崎空港）

策定日：平成 23 年 4 月 1 日

施行日：平成 23 年 6 月 1 日

問い合わせ先

宮崎市都市整備部都市計画課都市企画係

TEL.0985-21-1811 FAX.0985-21-1816

E-mail 30tosike@city.miyazaki.miyazaki.jp